

## 学部等の審査の観点について

学部等の審査においては、大学・短期大学の目的に応じて、下の表に掲げる審査の手順及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p><b>1．設置の趣旨・目的</b>            設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。            学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。            特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、的確な見通しを持っているか。</p>	法52,69の2 設3～6 短3 設2の2(改)
<p><b>2．名称</b>            大学等の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものか。            学位に付記する名称は、適切な専攻分野の名称となっているか。            英文表記は、国際的に通用性を有しているか。</p>	設40の3 短33の3 学位規則10
<p><b>3．教育課程</b>  <b>3 - 1 入学者選抜</b>            入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行われるものとなっているか。</p> <p><b>3 - 2 教育課程</b>  <u>(1) 教育課程の編成方針</u>            大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設しているか。            教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。</p> <p><u>(2) 教育課程の編成方法</u>            大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当しているか。</p> <p><u>(3) 授業を行う学生数</u>            授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。</p> <p><u>(4) 通信教育課程</u>            通信教育を行う場合、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるか。</p> <p><b>3 - 3 教育方法等</b>  <u>(1) 授業の方法・単位</u>            講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。            高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。</p>	設2の2,短2の2  法52 設19(改) 短5  法52 設20 短6  設24 短10  大通2 短通2  設21,25 短7,11 メディア告示

<p><b>(2) 授業日数・授業期間</b> 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。</p>	<p>設22,23 短8,9</p>
<p><b>(3) 単位互換・既修得単位の認定</b> 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位（修業年限が2年の短大にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位）を超えない範囲としているか。</p>	<p>設28 短14</p>
<p><b>(4) 夜間学部・昼夜開講制</b> 夜間学部を置く大学、昼夜開講制を実施する大学において、学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、事務処理体制は適切であるか。 夜間学部を置く大学、昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっているか。</p>	<p>設36 短28</p>
<p><b>(5) 学外実習</b> 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。</p>	
<p><b>(6) 通信教育課程</b> 通信教育を行う場合、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けているか。</p>	<p>大通12 短通12</p>
<p><b>3 - 4 卒業要件等</b> 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、4年以上在学し、124単位以上修得するものとなっているか。 履修科目の登録上限（CAP制）の設定、厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。</p>	<p>法55,69の2 設27の2,32 短13の2</p>
<p><b>4 . 教員組織</b></p> <p><b>(1) 教員組織の編制</b> 教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が配置されているか。 教育上主要と認める授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるなど、指導体制が配慮されているか。</p> <p><b>(2) 専任教員</b> 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。 科目等履修生その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。 2以上の校地において教育を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。</p>	<p>設7,10 短20 短20の2</p> <p>設7（改）,12, 31（改） 短21の2 大通9 短通9</p>
<p><b>5 . 施設・設備等</b> <b>5 - 1 施設・設備</b></p>	

<p>やむを得ず運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合、適当な位置に設けられているか（実地にて確認）。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。</p> <p>教育研究に必要な専用の研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。また、それらの施設を共用する場合には、特別の事情があり、かつ教育研究に支障がないと認められるものとなっているか。</p> <p>専任教員に対して研究室が備えられているか。</p> <p>学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）</p> <p>学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて、教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p> <p>2以上の校地（隣接している場合を除く。）において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備が備えられているか。</p> <p>大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。</p> <p><b>5 - 2 校地・校舎</b></p> <p>大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積を充足しているか。</p> <p>校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。</p> <p>大学と他の学校、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合には、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。また、その場合、当該大学の教育研究に支障がないものとなっているか。</p>	<p>設35,36(改) 40,40の2(改) 40の3 短27,28(改) 29,33の2(改)</p> <p>設37,37の2 設別表第三(改) 短別表第二(改)</p>
<p><b>6 . その他</b></p> <p><b>6 - 1 F D</b></p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p><b>6 - 2 自己点検・評価</b></p> <p>教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p><b>6 - 3 情報提供</b></p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。</p> <p><b>6 - 4 定員超過</b></p> <p>認可申請を行った者が設置する大学等における開設前年度から過去四年間の入学定員に対する入学者の割合が一定値未満であるか。</p>	<p>設25の3 短11の2</p> <p>法69の3</p> <p>設2 短2</p> <p>基準告示</p>

「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
短	・・・短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
大通	・・・大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）
短通	・・・短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）
基準告示	・・・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）